入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月29日

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 管理部門長 山本 潤

1 . 調 達 内 容

(1) 調達件名及び数量まぐろ飼育研究施設親魚産卵試験棟紫外線殺菌装置点検整備業務一式

(2)調達 仕様 入札説明書による。

(3)履行期限 令和8年3月19日

(4)履行場所長崎県長崎市多以良町1551-8

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 技 術 研 究 所

(5)入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け1 3水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁 統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」の資格保有者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者でないこと。

3 . 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

長崎県長崎市多以良町15516168 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所 2560 電 話 0 9 5 - 8 6 0 - 7 7 6 7

② 郵 送 に よ る 交 付 封 書 に 「 ま ぐ ろ 飼 育 研 究 施 設 親 魚 産 卵 試 験 棟 紫 外 線 殺 菌 装 置 点 検 整 備 業 務 入 札 説 明 書 希 望 」 と 記 入 し 、 返 信 用 封 筒 (角 2) に 3 2 0 円 切 手 を 貼 付 し 、 上 記 ① あ て 郵 送 の こ と 。

③ メールによる交付任意書式に「まぐろ飼育研究施設親魚産卵試験棟紫外線殺菌装置点検整備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年11月 7日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に 対して行うとともに当機構のホームページにて公表する ことにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付 け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の 個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等 を 侵 害 す る お そ れ の あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 箇 所 を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答する ことがある。

- 5. 入札の日時及び場所等
 - (1)入札の日時及び場所 令和7年11月18日 15時00分 長崎県長崎市多以良町1551-8

国立研究開発法人水産研究·教育機構

水 産 技 術 研 究 所 会 議 室

(2)郵便による入札書の 令和7年11月17日 17時00分 受領期限及び提出場所 3. ①に同じ。

- 6. その他
 - (1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
 - (2)入札保証金及び契約保証金 免 除。
 - (3)入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札 書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要。
 - 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札 (5)落札者の決定方法 を行った入札者を落札者とする。
 - (6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
 - (7)詳細は入札説明書による。
- 8.契約に係る情報の公表
 - (1)公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ※注 1 と し て再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ と ※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開 発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を与えると認められる者を含む。

当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲 ※ 注 2 総売上高又は事業収入の額は、 げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引 の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契 約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- 当機構との間の取引高
- 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず れかに該当する旨 3 分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 - 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当 機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ (契約に関する情報) に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

- 1. 件 名 まぐろ飼育研究施設親魚産卵試験棟紫外線殺菌装置点検整備業務
- 2.業務目的 本業務は、当所まぐろ飼育研究施設内にある大型親魚水槽 No. 1 及び No. 2 に接続している紫外線殺菌装置の錆取り、チャンバー内部の点検、紫外線殺菌灯の交換を行うことにより、その機能を維持することを目的とする。
- 3. 業務場所 長崎県長崎市多以良町1551-8 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 まぐろ飼育研究施設 親魚産卵試験棟
- 4. 業務期限 令和8年3月19日
- 5.業務内容 1)大型親魚水槽 No. 1及び No. 2に各12基ずつ接続している紫外線殺菌装置のチャンバー内部のコーティングの剥離、損傷の有無、異物の混入の確認を行うこと。またUVランプ保護管の清掃を行い、損傷の有無の確認を行うこと。各箇所の確認後、損傷が中度から重度であった場合、担当職員へ報告しその指示を受けること。
 - ・紫外線殺菌装置:シーバス神戸株式会社製、型式:PA-300M 計24基
 - 2) 紫外線殺菌装置外側の錆び取りを行うこと。
 - 3) 紫外線殺菌装置の紫外線殺菌灯を交換すること。 交換部品:紫外線殺菌灯(アマルガムタイプ) 24本(1基/台) なお、交換作業は紫外線殺菌装置メーカーの技師により実施すること。
 - 4) 紫外線殺菌灯交換後、紫外線殺菌装置が正常に機能することを担当職員と 共に確認すること。
- 6. その他 1) 本業務に必要な水・電気等は無償で使用できるものとする。
 - 2) 本業務により生じた廃材等は、構外に搬出し、関係法令に基づき適切に 処分すること。
 - 3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

別紙 配置図

(IV) 2-2

大型親魚水槽

No.1側

20n水結 1 UY-2 紫外線殺菌装置 >7Y 25U

20m水槽1 (水深6m)

₩ 2-6



2-11

UY 2-11 UY 2-9

(IV) 2-8)

(UV) 2-7)

:作業箇所

